

樹木せん定助成制度

(法人その他団体向け)

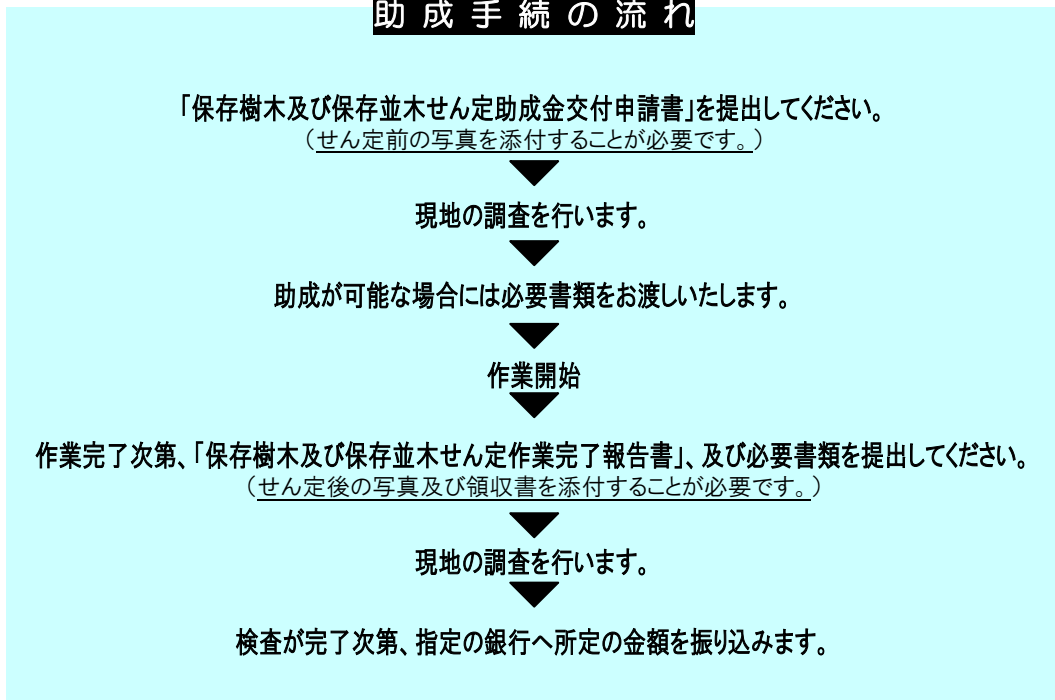
助成内容

工事種別	助成内容	助成の例
樹木せん定	せん定に要した費用の2分の1以内の額で、1本につき50,000円を限度とする。 (助成は最大で100,000円を限度とする。)	せん定費(1本あたり) 80,000円÷2=40,000円：40,000円助成 120,000円÷2=60,000円：上限の50,000円助成

助成要件

- ★ 市が指定する保存樹木であること
(指定の対象となる条件は裏面のとおり)
- ★ 3年以内に伐採する予定がないこと
- ★ 前に助成を受けてから3年以上たっていること
- ★ 極端な強せん定(幹の胴切り)をしないこと

助成手続の流れ



▼ ▼ ▼ ▼ ▼

助成金の交付を希望する場合は、作業を行う前に「申請書」を提出してください。

三鷹市 都市整備部 緑と公園課

0422-45-1151 (内: 2835)

[保存樹木等とは]

- (1) 保存樹木：高さ 15m以上又は、1.5mの高さにおける幹の周囲が約 1.5m以上の樹木
- (2) 保存並木：公道に面し、一列状になった樹木の延長が 100m以上、1.5m以上の高さにおける幹の周囲がおおむね 0.7m以上の樹木

[せん定の例]

強せん定は補助の対象になりません。

